

令和5年度

糸島市脱炭素推進重点対策加速化事業

太陽光設備等設置補助金のご案内

糸島市では、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」を活用し、住宅の屋根置き型太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置補助を行います。

この事業では、市内において太陽光発電設備及び蓄電池設備の導入促進を図るとともに、電力に由来する二酸化炭素の排出量を減らすことをめざしています。

<注意事項>申請を検討される前に、必ずお読みください。

- ① **固定価格買取制度（FIT 制度）や FIP 制度の認定を受ける場合は補助の対象外**です。
- ② **補助金交付決定後に着手する事業が補助対象**となります。
※設置業者との契約締結は着手したものとみなします。
ただし、補助対象設備の設置を含めて建物建築の契約を締結している場合は、補助対象設備設置工事の着工をもって着手したものとみなします。
- ③ 導入した**太陽光発電設備により発電した電力量の 30%以上を自家消費**する必要があります。
- ④ **蓄電池だけの導入は補助の対象外**です。
- ⑤ **交付申請書の提出期限 令和5年12月20日（水）**
実績報告書の提出期限 令和6年2月22日（木）
- ⑥ 申請受付は先着順に行い、予算額に達した時点で募集を終了します。
- ⑦ 市の「創エネルギーのまち・いとしま推進補助金」や他の補助金、国や福岡県の補助金・交付金等を受ける場合は補助の対象外です。
- ⑧ 導入した設備は、環境省の基準に従い、**法定耐用年数が経過するまで、補助金の目的に沿って適正に使用する**必要があります。虚偽や不正による申請や補助金交付要綱に適合しない行為があった場合、補助金交付決定の取消しや補助金の返還を求めることがあります。

糸島市 生活環境部 環境政策課

1. 補助の対象設備

太陽光発電設備 次に掲げる要件をすべて満たすもの

- **個人の住宅の屋根に設置**するもの
- 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW表示の小数点以下2桁未満切捨）が **10kW未満の設備**であること
- 商用化され、導入実績があるもの
- 中古設備でないこと
- 既存設備の置換や増設でないこと
- 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく **FIT制度またはFIP制度の認定を取得しない設備**であること
- 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わない設備であること
- 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について **J-クレジット制度への登録を行わないこと**
- 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項に準拠して事業を行うこと（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）

蓄電池設備 次に掲げる要件をすべて満たすもの

- 7ページの「蓄電池仕様」に適合するものであること
 - **上記により導入する太陽光発電設備の附帯設備であること**
 - 定格容量と電槽数の積の合計が4,800Ah・セル未満の設備であること
 - **1kWhあたりの価格が15万5千円（工事費込み、税抜き）以下の蓄電池設備**であること
 - 原則として太陽光発電設備により発電した電気を蓄電するものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源ではなく、平時においても充放電を繰り返すことを前提とした設備であること
 - 定置用の設備であること
 - 商用化され、導入実績があるものであること
 - 中古設備でないこと
 - 既存設備の置換や増設でないこと
- ※ S I I（一般社団法人環境共創イニシアチブ）の蓄電システム（令和4年度以降）に登録されているものは、要件を満たすため交付対象設備となります。
- ※ 設置する太陽光発電設備と蓄電池のメーカーが異なる場合、「蓄電池仕様」に掲げる10年以上の保証を受けられない場合がありますのでご注意ください。

<注意事項>

- ①この補助金における住宅とは、個人が所有し、居住する「専用住宅」または「併用住宅」（これらの住宅の同一敷地内にあり、住宅に付属する車庫等の家屋、設備を含む）をいいます。集合住宅や保養所、寄宿舍は対象外です。
- ②蓄電池単体の導入は補助の対象外です。
- ③発電した電力量の30%以上を自家消費していただくことを要件としています。住宅における電力需要量を考慮し、蓄電池設備の同時導入や適切な出力値の太陽光発電設備を設置してください。
- ④申請時は消費量計画書を、設置完了後から一定期間は自家消費率についての報告書をご提出いただきます。ご了承ください。

2. 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費

補助対象設備の設置に要する費用のうち、8ページの表に規定する費用が対象

3. 補助金の額

補助対象設備の区分と補助金の額

補助対象設備ごとの補助金の額は以下のとおり

太陽光発電設備	出力(kW) × 70,000円(5kW相当額を限度) ※出力は、太陽電池モジュール公称最大出力の合計値またはパワーコンディショナ定格出力の合計値のいずれか低い方で計算します。 ※kWは小数点以下切り捨て。
蓄電池設備	蓄電池の価格(工事費込み、税抜き) × 1/3(8kWh相当額を限度) ※価格(工事費込み、税抜き)が15万5千円以下のものが対象。 ※蓄電容量は、定格容量で計算します。 ※補助金の額に千円未満の端数を生じたときは切り捨てます。

【蓄電池の補助申請額の計算方法】

補助対象となる蓄電池は15万5千円(工事費込み、税抜き)以下のものに限りです。

●事例① 価格(工事費込み、税抜き)70万円・5kWhの場合

$700,000円 \div 5kWh = 140,000円 \rightarrow$ 補助対象

$700,000円 \times 1/3 = 233,333円 \rightarrow 233,000円$ (補助申請額)

●事例② 価格(工事費込み、税抜き)140万円・10kWhの場合

$1,400,000円 \div 10kWh = 140,000円 \rightarrow$ 補助対象

$1,400,000円 \times 8/10 \times 1/3 = 373,333円 \rightarrow 373,000円$ (8kWh相当分が補助申請額)

●事例③ 価格(工事費込み、税抜き)140万円・7kWhの場合

$1,400,000円 \div 7kWh = 200,000円 \rightarrow$ 補助対象外

4. 補助の対象者

補助対象者の条件 次に掲げる要件をすべて満たす方

- (1) 自ら所有し居住する市内の住宅に補助対象設備を設置する者、または自ら所有し居住するために新築する市内の住宅に補助対象設備を設置する者
- (2) 実績報告書の提出時に、補助対象設備を設置する住宅の場所に住所を有する者
- (3) 糸島市税を滞納していない者
- (4) 本事業の補助金を受けたことがない者
- (5) 補助対象設備について、国、福岡県または糸島市から補助金等を受けていない、または受ける予定がない者
- (6) 糸島市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 200 号）第 2 条に規定する暴力団または暴力団員等でない者

5. 交付申請

申請方法

太陽光発電等設置補助金交付申請書（様式第 1 号）に下表の書類を添え、市役所窓口へ提出（郵送、インターネット等による申請は不可）

交付申請書提出期限

令和 5 年 12 月 20 日（水） 17 時 15 分

※ 1 から 4 までの要件を満たし、令和 6 年 2 月 22 日（木）までに実績報告を行うことができる事業計画であること（上記までに実績報告をできない事業は申請を受理できません）

※ 予算額に達した場合、募集を終了します。

●交付申請書に添付する書類

種 類	書類の内容
設 備 関 係 (共 通)	①補助対象設備の設置に係る見積書の写し ②補助対象設備の設置費用内訳書 <u>(様式指定)</u> ③補助対象設備の設置場所及び付近の見取図 ④補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様がわかる書類） ⑤補助対象設備の発電電力の消費量計画書 <u>(様式指定)</u>
申 請 者 関 係	⑥市税の滞納がないことの証明（発行から 3 月以内のもの） ⑦委任状（補助金交付に係る手続きを代理人に委任する場合） ※申請時に、本人確認書類（交付申請に係る手続きを代理人に委任する場合は、代理人の本人確認書類）の提示を求めます。本人確認書類は、公的機関が発行した運転免許証やマイナンバーカード等の顔写真付きのものは 1 点、公的機関発行の健康保険証等の顔写真なしのものは 2 点）の写し
住 宅 関 係	⑧補助対象設備を設置する住宅の不動産登記事項証明書（発行から 3 月以内のもの。インターネットで取得した照会番号付き登記情報に代えることができる）

	<p>※未登記の既存住宅の場合は、最新年度の固定資産評価証明書（賦課期日後に売買等により所有者が変わった場合は、売買契約書等の写しも添付）。</p> <p>※新築住宅で未登記の場合は、建築工事の請負契約書の写し又は売買契約書の写し。</p> <p>⑨所有者が2名以上の場合は、所有者全員の設備設置承諾書（様式指定）</p>
その他	<p>⑩誓約書（申請者及び施工業者それぞれのもの）（様式指定）</p> <p>⑪上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

6. 実績報告

報告方法

太陽光発電等設置補助金実績報告書（様式第5号）に下表の書類を添え、報告期限までに市役所窓口へ提出（郵送、インターネット等による報告は不可）

実績報告書提出期限

令和6年2月22日（木）17時15分

※事業完了から2月以内または上記期限のいずれか早い日までに提出してください。

※事業完了日は、補助対象設備の設置工事に係る代金の支払い日もしくは補助対象設備の引き渡しを受けた日のいずれか遅い日とします。

●実績報告書に添付する書類

種類	書類の内容
設備関係 （共通）	<p>① 補助対象設備の設置に係る工事請負契約書 ※申請者所有の原本を持参してください。確認後返却します。</p> <p>② 補助対象設備の設置に係る領収書の写し（内訳の記載があるもの） ※ローン会社から施工業者へ支払いの場合は、施工業者が発行する入金確認書（様式任意）</p> <p>③ 補助対象設備の設置費用内訳書（様式指定）</p> <p>④ 補助対象設備の保証書の写し</p> <p>⑤ 補助対象設備の施工前・施工後の住宅の状況を記録したカラー写真</p> <p>⑥ 補助対象設備の設置状況を記録したカラー写真（設置場所や導入した補助対象設備に貼付された銘板等の表示がわかるもの）</p> <p>⑦ 電力会社の系統との接続契約書の写し（系統連系に関する契約のご案内）</p> <p>⑧（余剰電力を売電する場合）売電契約書の写し</p>
設備関係 （蓄電池）	<p>⑨（蓄電池設備を設置する場合）太陽光発電設備と直接連系していることを確認できる書類（構造図・配線図）</p>
住宅関係	<p>⑩（交付申請時に未登記だった新築住宅の場合）不動産登記事項証明書（発行から3月以内のもの。インターネットで取得した照会番号付き登記情報に代えることができる）</p>
申請者関係	<p>⑪ 住民票の写し（発行から3月以内のもの）</p>
その他	<p>⑫ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認めたもの</p>

7. 請求書提出

実績報告書提出後、太陽光発電等設置補助金額確定通知書（様式第6号）が届いたら、太陽光発電等設置補助金支払請求書（様式第7号）を市役所窓口もしくは郵送で提出してください。（インターネット等による提出は不可）

8. 設備設置完了後の注意事項

取得財産等の管理義務

補助事業を実施した方は、取得財産等について、事業完了後も「善良な管理者の注意」をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

財産処分等の制限

補助対象設備の法定耐用年数は、太陽光発電設備 17 年、蓄電池設備 6 年です。

補助事業を実施した方は、法定耐用年数の期間内に、対象設備を補助金の交付目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸与し、廃棄し、または担保に供するなどの『財産処分等』を行うときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります（天災その他自己の責めに帰すべき事由以外の事由により対象設備を財産処分等する場合は、事後承認も可）。

ただし、財産処分等の内容によって、補助金の一部または全部を返還していただくことがあります。財産処分等の承認に関する基準は「環境省所管の補助金等に係る財産処分承認基準」の規定に準じます。

自家消費量の報告

補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間、毎年市長が指定する日までに当該年度に発電した電力量や自家消費量等の実績について、自家消費量に関する報告書（様式第11号）によって市長に報告していただく必要があります。

※発電量及び売電量が分かる資料を添付していただきますので、資料を保管しておいてください。

発電量の根拠資料：モニターの集計画面の写真、webによる照会の明細等

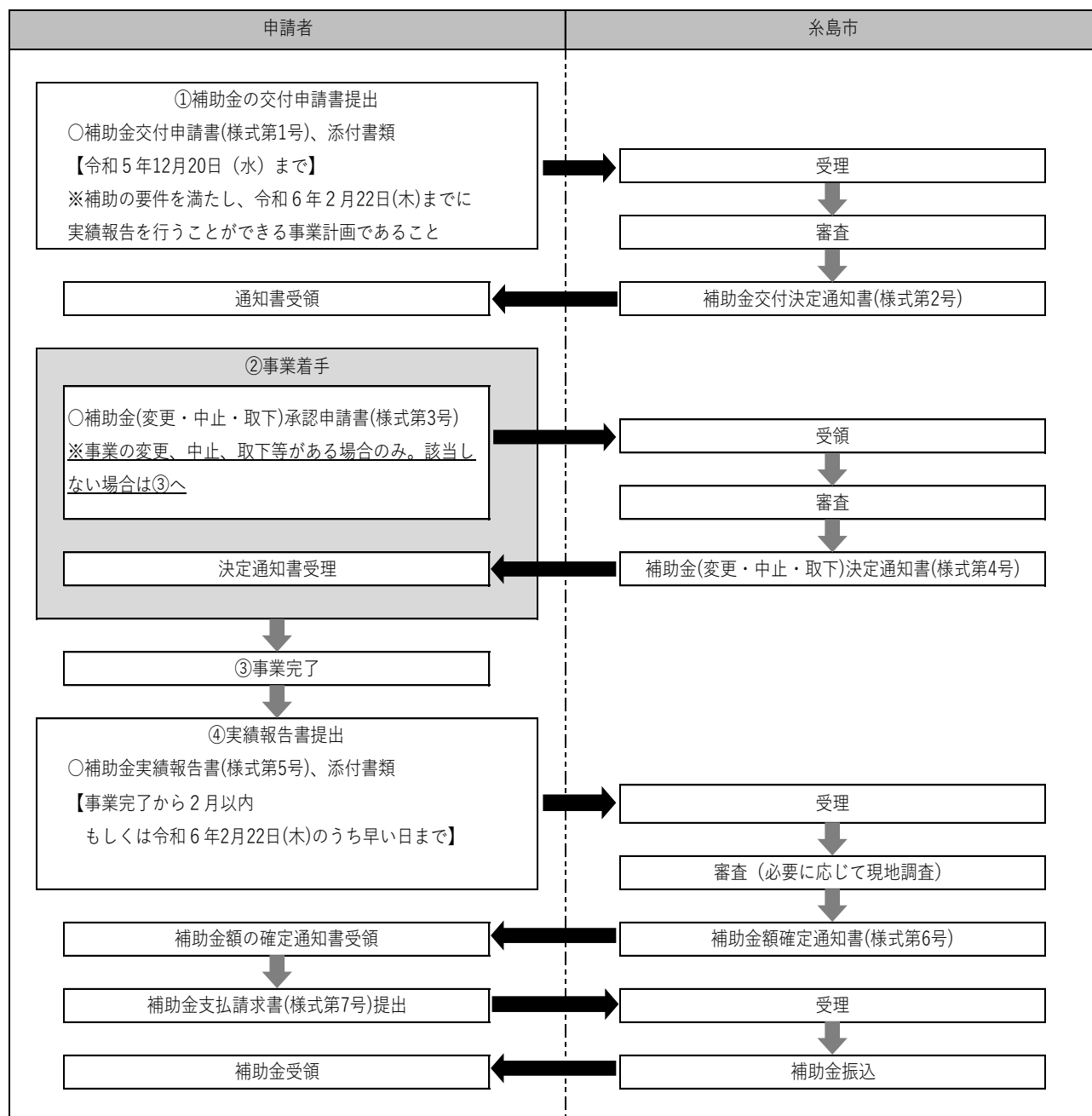
売電量の根拠資料：検針票、電力会社からの購入電力量のお知らせ、web明細等

※報告書の提出を求めても応じない場合、補助金交付要件の「補助対象設備により発電した電力量の30%以上を自家消費すること」を満たさない場合は、補助金の交付決定を取り消し、返還していただく場合があります。

関係書類の保管

補助事業を実施した方は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して、対象設備の法定耐用年数を経過するまで関係書類を保管する必要があります（データ保管が可能なものは、データで構いません）。

9. 補助金申請等の流れ



●蓄電池の仕様

1. 蓄電池パッケージ

(a) 蓄電池部(初期実効容量 1.0kWh 以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM 規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2. 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。(算出方法については、一般社団法人日本電機工業会 日本電機工業会規格「JEM 1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること)

(b) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(c) 出力可能時間の例示

①複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力(W)と出力可能時間(h)の積で規定される容量(Wh)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。

②購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位は W、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が 10 分未満の場合は、1 分刻みで表示すること。出力可能時間が 10 分以上の場合は、5 分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位は W、kW、MW のいずれかとする。

(d) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(e) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、または回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

<表示例>「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください。」

(f) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3. 蓄電池部安全基準

(a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011 (一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。

4. 蓄電システム部安全基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。

※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。

※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。

5. 震災対策基準(リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ)

(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。

6. 保証期間

(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等)は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JEM 規格で定義された初期実効容量(計算値と計測値のいずれか低い方)が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。

●補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費（これに要する運搬費、保管料を含む）
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。）） ④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費）
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け整地等に要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現場補修等に要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費で、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費
	附帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する費用（必要最小限度の範囲で、本工事費に準じて算定すること）
機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費	
測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費	
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費

●申請書類等提出・問い合わせ先

糸島市 生活環境部 環境政策課 環境・エネルギー係（市役所本館 1階 8番窓口）

電話番号：092（332）2068

Eメール：kankyo@city.itoshima.lg.jp

受付時間：市役所開庁日の8時30分から17時15分まで

※土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日は閉庁日